

# WEB 口座開設利用規定

## 【WEB 口座開設利用規定】

本規定は、四国銀行（以下、「当行」といいます。）が提供する WEB 口座開設（以下、「本サービス」といいます。）をお客さまが利用する場合の条件や取扱い等を定めたものです。

お客さまは、本規定のほか、関連規定の内容を十分に理解し、同意いただいた上で、本サービスを利用いただくものとします。

### 1. 本サービスの内容および利用

- (1) 本サービスは、お客さまがパーソナルコンピューター等の端末機や SMS（ショートメッセージ）を受信可能なスマートフォン等、当行所定の端末機からインターネット等を利用して普通預金口座を開設できるサービスです。
- (2) 本サービスによって開設した普通預金口座（以下、「WEB 開設口座」といいます。）は、通帳の発行はいたしません（以下、「通帳レス」といいます。）。尚、口座を開設した後、改めて所定の手続きを行う事により、通帳の発行を行う事ができます。但し、通帳の発行には、所定の手数料が必要となります。
- (3) WEB 開設口座は、取引に使用する印章（以下、「お届印」といいます。）の届出は行わず（以下、「印鑑レス」といいます。）、キャッシュカードによる認証等の印鑑照合を利用しない方式の認証により取扱います。尚、本サービスによって口座を開設した後、改めて所定の手続きを行う事により、お届印を登録できます。

### 2. 取引の開始

- (1) 本サービスを利用できるお客さまは、四国島内に居住する満 15 歳以上の個人の方に限らせていただきます。事業を営むための取引につきましては、ご利用になれません。また、屋号のある名義についてもご利用になれません。
- (2) 外国籍の方は、本サービスを利用できません。
- (3) 第 13 条(3)⑨、⑩の一つにでも該当する場合には、当行は預金口座の開設および利用をお断りします。
- (4) 本サービスにより普通預金口座を開設する場合、同時にキャッシュカード（MC カード）の発行、ならびに<四銀>インターネットバンキングの利用を申込みものとします。すでに<四銀>インターネットバンキングをご契約の場合には、現在の契約内容に WEB 開設口座を登録口座として追加で登録します。
- (5) 本サービスによる普通預金口座の開設は、お客さま一人につき一口座とします。尚、預金種類に関わらず、既に当行に預金取引がある場合、本サービスは利用いただけません。但し、龍馬支店の口座のみのお客さまは、本サービスを利用いただけます。
- (6) 本サービスによる普通預金口座開設は、お客さまが本規定を承認し、当行所定の WEB 画面から必要事項を入力し、口座開設にあたっての取引時確認の資料（以下、「本人確認書類」といいます。）の画像データをアップロードしてお申し込みになり、当行がこれを受付し、承認した場合に完了するものとします。この際、当行所定の期間に亘りお手続きが行われられない場合（当行から連絡が取れない場合も含む）、お申し込みを無効とさせていただきます。また、口座開設時にご送付するキャッシュカードをお受取りいただけなかった場合は、開設をお受けした普通預金口座、サービスを含め、全てのお申し込みを解約させていただく場合があります。
- (7) WEB 開設口座のお取引店は、お客さま届出の住所にもとづいて当行が最寄りの営業店を指定いたします。

### 3. 本人の再確認

口座開設後、犯罪による収益の移転防止に関する法律等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合は、再度、当行所定の書類の提出を求められます。これらの必要書類の提出がない場合（当行所定の期日までに当行に連絡がない場合、契約者届出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、および届出の電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます。）、当行は、当該契約者との取引の全部を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 4. 取引方法

- (1) WEB 開設口座は、本規定にもとづき、次の方法で当行と取引を行うことができます。なお、原則として、当行本支店の窓口での取引はできません。
  - ① <四銀>インターネットバンキングによる取引
  - ② 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含みます。以下「ATM 等」といいます。）による取引
  - ③ その他当行が定めた方法による取引
- (2) WEB 開設口座は、以下の取引を行う事はできません。
  - ① 通帳レスの場合、通帳等の発行が必要となる取引
  - ② 印鑑レスの場合、法令等により印鑑押印が必要となる取引
  - ③ その他当行所定の取引
- (3) 当行本支店の窓口にて手続き等を行う場合は、通帳レス、及び印鑑レスの口座（お届印の届出が無い場合）である為、キャッシュカードの現物確認、キャッシュカード暗証番号、本人確認書類の提示、により本人確認を行います。
- (4) 本サービスによる普通預金口座の開設後、当行所定の手続きによりお届印の届出を行った場合（印鑑レス口座では無くなった場合）、印鑑照合が必要となる各種手続き等を行う事ができます。
- (5) 本サービスによる普通預金口座の開設後、当行所定の手続きにより通帳の発行を行った場合（通帳レス口座では無くなった場合）、通帳が必要となる各種取引等を行う事ができます。

### 5. 取引確認方法

取引残高、取引明細等は、当行所定の期間<四銀>インターネットバンキングを利用してご確認いただけますので、お客さまご自身で取引の都度、または一定期間毎にご確認ください。

### 6. A T M 等の故障や通信機械およびコンピュータ等の障害時の取扱い

- (1) 停電・故障等により当行の A T M 等による取扱いができない場合または通信機器・回線等の障害等により、<四銀>インターネットバンキングによる取引ができない場合には、当行本支店窓口において、窓口営業時間内に限り、当行所定の方法で預金を払戻・預入等を受付けます。
- (2) 上記(1)の理由により、当行 A T M 等または、<四銀>インターネットバンキングによる取引ができない場合に、当店のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 7. 証券類の受入の禁止等

WEB 開設口座には、手形、小切手、配当金領収証等その他の証券類の受入はいたしません。

## 8. マル優の取扱

当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

## 9. 通知および告知方法

- (1) 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、＜四銀＞インターネットバンキングに登録されたメールアドレスへの電子メールの送信、お客さま届出の住所への郵送またはその他の方法のいずれかにより行います。
- (2) お客さま届出の住所に郵送したご契約内容に関する書類が返戻された場合は、当行は、ご郵送後通常到着すべき期間の経過時に上記書類が到達したものとみなすことができ、保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰ることができない事由により、お客さまに損害が発生するなどの紛議が生じて、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が、お客さま届出の電子メールアドレス等に各種通知・告知を行った場合は、通信事情などの理由により延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 当行がお客さま届出の住所または、電子メールアドレスあてに送付または送信した送付物、電子メールが未着として当行に返戻された場合、当行は送付物または電子メールの送付、送信を中止し、当店取引の全部または一部を制限できるものとします。また、それによって生じた損害について当行は責任を負いません。また、返戻された送付物に関して、当行は保管責任を負いません。

## 10. 商品・サービス等の変更

- (1) 当行は、本サービスにて取扱う商品・サービス等をお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができます。
- (2) 上記(1)については、変更にともない当行ホームページ、＜四銀＞インターネットバンキング等を一時停止させていただくことがあります。
- (3) 上記(1)(2)については、第9条に定める通知および告知方法により告知します。
- (4) 当行の任意の変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 11. 届出事項の変更等

- (1) 住所、電話番号について、当行への届出事項に変更があった場合には、＜四銀＞インターネットバンキング、又は当行所定の方法により手続きを行って下さい。
- (2) 印鑑レスの口座へのお届印の届出、お届印の変更、名義変更等について、当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、届出てください。
- (3) 届出事項に変更があった場合、変更処理が終了する前に生じた損害について当行は責任を負いません。

## 12. 喪失の届出

- (1) お届印（お届印を届出している口座のみ）、キャッシュカードを紛失した場合は、直ちに当行へ電話連絡するとともに、当行所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (2) お届印、キャッシュカード等を紛失した場合、喪失の届出がなされる以前に生じた損害については、別に定めがある場合を除いて当行は責任を負いません。

## 13. 解約等

- (1) WEB開設口座を解約する場合は、キャッシュカード及び本人確認書類を当行本支店窓口まで持参のうえ、当行所定の解約請求書に記名し、届出印の届出がある場合は届出印を押印して手続きを行って下さい。  
なお、WEB開設口座を残したまま、＜四銀＞インターネットバンキング契約のみを解約することや、カード発行契約を解除する事はできません。また、手数料に未払いがある場合等は、即時に解約できないことがあります。
- (2) 前項に定める記名押印は、預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当する場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく、直ちにWEB開設口座を解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
  - ① 本規定その他の当行が定めた各規定に違反した場合
  - ② 当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかった場合
  - ③ 住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの住所が不明となった場合
  - ④ 支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立などがあった場合
  - ⑤ 申込内容に虚偽の申告があった場合
  - ⑥ 預金口座等の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合
  - ⑦ お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ⑧ 取引時確認のため再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お客さま届出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着の為当行に返送された場合、および届出の電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます。）
  - ⑨ お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ⑩ お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- ⑪ キャッシュカードが郵便不着等で返却された場合
- ⑫ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑬ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑭ 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じた場合

**14. 規定の準用**

本サービスの利用およびWEB開設口座の取引において、本規定に定めのない事項については、普通預金規定、振込規定、キャッシュカード規定、〈四銀〉インターネットバンキング利用規定等の各項および当行の手続き、取引慣例等により取扱うものとします。なお、これらの規定等と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

**15. 規定の変更**

- (1) 当行は必要がある場合、本規定の内容を変更する場合があります。この場合、当行は当行ホームページにて告知することとし、お客さまの承認を得ることは要しないものとします。
- (2) 規定の変更日以降は変更後の規定にて取扱うこととします。なお、当行の任意の変更によって損害を生じたとしても当行は一切責任を負いません。

**16. 合意管轄**

本サービスによる取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以上

2022年10月3日現在